

# 福津市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月  
福津市教育委員会

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 3 |
| 2. 目標                    | 4 |
| 3. 計画の期間                 | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 8 |

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保措置を実効的に実施するために策定するものである。

近年、教育職員の長時間勤務が常態化し、心身の健康への影響や教育活動の持続可能性が課題となっている。本計画は、教育職員の健康確保と質の高い教育の両立を図るため、福津市教育委員会としての具体的な責務及び実施体制を明確にすることを目的とする。

### (2) 本市の現状

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

#### 【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 年平均      | 月45時間を<br>上回る割合 | 月80時間を<br>上回る割合 |
|-----|----------|-----------------|-----------------|
| 小学校 | 月 3 2 時間 | 2 0 . 0 %       | 2 . 2 %         |
| 中学校 | 月 5 4 時間 | 5 8 . 6 %       | 2 4 . 8 %       |

時間外在校等時間が 4 5 時間を超える割合が小学校 2 0 . 0 %、中学校 5 8 . 6 %と多くなっている。保護者対応、各種調査報告等の事務作業、長期病気休暇・休職等人員不足を補う業務分担に伴う長時間勤務等が要因となっている。

こうしたことを踏まえ、教育の質の向上に資する時間的余裕を創出するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする  
【令和7年1月～12月の実績 : 13.3日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる  
【13.6%】

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。社会情勢、国の指針改定、実施状況の評価結果等を踏まえ、毎年度見直しを行う。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

#### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。地域の見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 学校と警察による連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 地域学校協働活動の実施状況に応じて、教職員や児童生徒との連絡調整について地域学校協働活動推進員が中心となって行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・ 首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
  - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・ 学校事務体制の維持のため、福津市負担による事務員を配置する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - ・ 当該業務を学校において行う場合は、ICT支援員を積極的に活用し、必要に応じて教育委員会が参画する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・ 学校、教育委員会、ICT支援員が連携して取り組む。

- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
  - ・ 学校施設の管理業務について、令和6年度から実施している包括管理にて対応する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
  - ・ 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を図る。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
  - ・ 学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく学校職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
  - ・ 地域ボランティアや保護者による見守りを検討する。
- ⑫ 校内清掃
  - ・ 学級担任等は児童生徒に対する指導を中心に但うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の見直し、学校職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
  - ・ 休日の全ての部活動の地域展開を目指し、平日の部活動については部活動時間の適正化および部活動指導員の配置拡充等を進める。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
  - ・ 食に関する指導については栄養教諭が実施する。
- ⑮ 授業準備
  - ・ 授業準備におけるデジタル技術の活用を促進するとともに教員業務の支援員の配置を検討する。
- ⑯ 学習評価や成績処理
  - ・ 校務支援システムの機能やデジタルドリル等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑰ 学校行事の準備・運営
  - ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員、地域学校協働活動推進員、地域ボランティア等との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討する。
- ⑱ 進路指導の準備
  - ・ 進学先、就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援ス

タッフとの協働を促進する。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働する支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡、保護者への通知、学校徴収金管理、職員会議などの業務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、260点から280点にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推奨する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、福津市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、福津市公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。